

災 害 救 護 速 報

平成 30 年 6 月 22 日 (金) 18 : 00 現在
事業局 救護・福祉部 救護課
TEL : 03-3437-7084 / FAX : 03-3435-8509

※内容・数値等は、随時更新されます
※下線部は前回速報からの追加・変更箇所

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる日本赤十字社の対応について (5)

日本赤十字社の対応は以下のとおりです。

1 日本赤十字社の対応

(1) 体制

○大阪府支部

- ・支部災害対策本部を設置。(18 日 9 時 30 分)
- ・第 3 次救護体制 (支部全体での対応) を発令し、情報収集、連絡調整を実施。

○その他支部

- ・対応体制をとり、情報収集等を実施。

○本社

- ・第 2 次救護体制を発令し、救護・福祉部職員を中心に情報収集、連絡調整を実施。
(18 日 8 時 54 分)
- ・18 日夜間は、救護課職員 2 名の当直体制にて、情報収集を実施。

(2) 救護班の活動等

6 月 18 日(月)

○大阪府支部

- ・大阪府支部救護班 (大阪赤十字病院、高槻赤十字病院、各 1 班) 待機指示。
- ・大阪府災害対策本部へ日赤災害医療コーディネーター 1 名、支部職員 1 名を派遣。
- ・大阪府支部救護班 (大阪赤十字病院) 1 班を大阪府支部へ参集指示。
- ・4 ブロック内の各支部へ救護班 1 班を大阪府支部へ参集するよう要請。
- ・大阪府支部救護班 (大阪赤十字病院) 1 班を医療ニーズ等調査のため茨木市の避難所へ派遣。茨木市保健医療センター職員と合流し、3 チームに分かれて調査を実施。

○その他支部 (滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

- ・兵庫県支部救護班 (神戸赤十字病院) 1 班が大阪府支部に到着。(13 時 43 分)
- ・京都府支部救護班 (京都第一赤十字病院) 1 班が大阪府支部に到着。(14 時 50 分)

- ・滋賀県支部救護班（大津赤十字病院）1班が大阪府支部に到着。（15時17分）
- ・和歌山県支部救護班（日本赤十字社和歌山医療センター）、奈良県支部救護班（南奈良総合医療センター）各1班を派遣。
- ・大阪府支部の要請により、和歌山県支部日赤災害医療コーディネーターを大阪府支部へ派遣。
- ・医療ニーズ調査の結果、医療救護のニーズが少ないことから、他県から派遣された救護班、日赤災害医療コーディネーターは撤収。

○本社

- ・初動要員として本社職員4名、他3名を大阪府支部へ派遣。（11時50分）
大阪府支部に到着。（19時30分）
- ・兵庫県滞在中の本社職員1名を大阪府支部へ派遣。
大阪府支部へ到着し、対応を協議。（16時15分）

6月19日(火)

○大阪府支部

- ・大阪府災害対策本部会議（保健医療調整本部）に日赤職員4名を派遣。（10時00分）
被災地の活動エリアの分担調整を行った結果、日赤は4つの地域のうち、茨木地域（茨木市、高槻市、摂津市、島本町）を担当することが決定。
- ・日赤災害医療コーディネーター1名と大阪府支部救護班（大阪赤十字病院）1班、本社職員を茨木市保健所へ派遣し、今後の対応について協議。
- ・20日から25日までを目途に茨木市の避難所の巡回診療を行うことを決定。4ブロック支部から（医師1名、看護師2名、主事1名）で編成された救護班を派遣し、1日あたり3チームが活動。



大阪府保健医療調整本部に入った救護班①



大阪府保健医療調整本部に入った救護班②

○本社

- ・大阪府の要請により、吹田市保健所で行われた豊能圏域災害保健医療復興連絡会議へ日赤職員3名を派遣。

6月20日(水)

○大阪府支部

- ・大阪府支部救護班（大阪赤十字病院、高槻赤十字病院）3班が茨木市の避難所の巡回診療を実施。

○本社

- ・大阪府支部へ派遣していた要員が高槻赤十字病院災害対策本部会議に出席。
その後、本社へ向け出発。本社帰着（18時10分）

6月21日(木)

- ・滋賀県支部救護班（長浜赤十字病院）、京都府支部救護班（京都第一赤十字病院）、兵庫県支部救護班（姫路赤十字病院）各1班が茨木市の避難所の巡回診療を実施。

6月22日(金)

- ・奈良県支部救護班（南奈良総合医療センター）、和歌山県支部救護班（日本赤十字社和歌山医療センター）各1班が茨木市の避難所の巡回診療を実施。

(3) 物資関係

避難所等に避難されている方々に対して、救援物資を配布。

支部	品目			送付先	配分日
	安眠セット	緊急セット	弾性ストッキング		
大阪府支部	70セット	60セット	—	大阪府内避難所（阿武野小学校、南平台小学校、土室小学校、西阿武野コミュニティセンター）	6/18
	60セット	36セット	—	大阪府内避難所（阿武山中学校、阿武野中学校、高槻第二中学校、今城塚公民館、郡家小学校、川西小学校）	6/19
	25セット	—	—	大阪府内避難所（桜台小学校、庄所コミュニティセンター）	6/22
愛知県支部	—	—	678枚	大阪府支部	6/19
合計	155セット	96セット	678枚		

※弾性ストッキング…肺血栓塞栓症（エコミークラス症候群）の予防のため、避難者に配布予定。

(4) 赤十字ボランティア活動状況

- ・ 6月18日、愛知県支部赤十字防災ボランティアが弾性ストッキングの運搬支援。
- ・ 6月21日、大阪府支部赤十字防災ボランティア3名が茨木市社会福祉協議会に開設された災害ボランティアセンターでの運営支援を開始。被災者の要望を丁寧に聞き取り、活動するボランティアへ伝える、現地のニーズとボランティアをつなぐ支援や、被災者へのボランティアセンター開設の案内を実施。

2 義援金の募集

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けております。

(1) 災害義援金名称及び受付期間

「平成30年大阪府北部地震災害義援金」

平成30年6月22日（金）～平成30年9月28日（金）

(2) 協力方法

ア 銀行振込（大阪府支部での受付）

金融機関名 りそな銀行 大手支店

口座番号 普通 0094429

※口座名義は「日本赤十字社大阪府支部 支部長 ^{おさき}尾崎 ^{ひろし}裕」

※窓口及びATMからの振込手数料は無料です（25日（月）09：00から）。

※金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の方は、その旨大阪府支部あてにご連絡ください。

[担当窓口] 日本赤十字社大阪府支部 振興部会員課 あて

TEL:06-6943-0705 FAX:06-6941-2038

イ 銀行振込（日本赤十字社本社での受付）

・三井住友銀行 すずらん支店 普通預金 2787541

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 普通預金 2105534

・みずほ銀行 クヌギ支店 普通預金 0620383

※口座名義は^{にほんせきじゅうじしゃ}いずれも「日本赤十字社」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の方は、インターネットから事前にご登録のうえお振込みください。事前登録画面で「受領証希望」を選択されると、後日ご登録のご住所に郵送いたします。

※事前登録が行えないなどの場合には、受領証の発行を希望される旨を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あてご連絡ください。

[担当窓口] 日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081 FAX : 03-3432-5507

ウ 郵便振替（日本赤十字社本社での受付）

ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00120-5-587864

口座加入者名 「日赤平成30年大阪府北部地震災害義援金」

※窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。（ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の手数料がかかります。

※窓口でお受け取りいただきました半券は、受領証に代えることができます。（寄付金控除申請の際にご利用いただけるので、大切に保管してください。）

※窓口以外（ゆうちょダイレクト等）でのお振込みで受領証をご希望の場合は、「受領証希望」の旨と、下記①から⑧までの事項を、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あてFAXにてご連絡ください。

①義援金受付名 ②氏名（受領証の宛名） ③住所 ④電話番号
⑤寄付日 ⑥寄付額 ⑦振込人名 ⑧口座番号

[担当窓口] 日本赤十字社本社パートナーシップ推進部

TEL : 03-3437-7081 FAX : 03-3432-5507

3 災害の状況（気象庁情報）

発生時刻：平成30年6月18日（月）07時58分頃

震源地名：大阪府北部地方（北緯34.8度、東経135.6度）

震源の深さ：13km

規模：マグニチュード6.1

震度：震度6弱 大阪府大阪市（北区）、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市

震度5強 大阪府大阪市（都島区、東淀川区、旭区、淀川区）、寝屋川市、吹田市、摂津市、交野市、島本町、豊中市

京都府京都市（中央区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町

4 主な被害の状況（消防庁調べ：6月22日18時00分現在）

（1）人的被害

死者 5名（大阪府）

負傷者 406名（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県）

（2）建物等被害

全壊 1棟（大阪府）

半壊 34棟（大阪府）

一部損壊 3,381棟（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

（3）避難の状況

【大阪府】

避難所数：138か所

避難者数：499名

【京都府】

避難所数：7か所

避難者数：45名

5 災害救助法の適用

継続的な救助が必要とされるため、大阪府内の12市1町に災害救助法が適用。

（法適用日：平成30年6月18日）